

# 下関市総合計画

Shimonoseki City Master Plan



## 参考資料

- 1 下関市総合計画策定について
- 2 下関市総合計画審議会条例
- 3 下関市総合計画審議会委員名簿
- 4 下関市総合計画について〔諮問〕
- 5 下関市総合計画について〔答申〕
- 6 市民アンケート調査の概要

# 1 下関市総合計画策定について

## (1) 策定作業の進め方

### ①市職員による総合計画策定委員会を設置

合併協議会において作成した「新市建設計画」をベースにして、原案の作成作業を行いました。

### ②総合計画審議会における検討

下関市総合計画審議会条例に基づき公募による市民を含めた総合計画審議会を設置し、市長の諮問に応じて、総合計画に関し必要な事項を調査及び審議されました。

### ③地域審議会における検討

下関市は、合併関係市町の協議により、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の菊川町の区域、合併前の豊田町の区域、合併前の豊浦町の区域、合併前の豊北町の区域に地域審議会を設置しています。

地域審議会は、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の進ちょく状況に関する事項、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、審議し答申します。

基本構想を作成するにあたり、地域審議会に諮問しました。

### ④新市まちづくり調査特別委員会における調査

市議会に設置された新市まちづくり調査特別委員会において、総合計画について調査が行われました。

### ⑤市民意見の反映

市民アンケートを行うとともに、下関市市民協働参画条例に基づいたパブリックコメントを実施し、住民説明会を開催しました。

## (2) 策定経緯

平成18年2月	第1回総合計画審議会 基本構想、基本計画諮問(2/9) 市民アンケート実施(2/10～2/24)
4月	第2回総合計画審議会 基本構想、基本計画原案の提出(4/28)
5月	市議会新市まちづくり調査特別委員会(5/8) 地域審議会 基本構想諮問(5/10,11) 地域審議会 基本構想審議(5/18,19,22)
6月	市議会新市まちづくり調査特別委員会(6/14,15,16,19) 地域審議会 答申案取りまとめ(6/20,21,22) 地域審議会 市長答申(6/23)
7月	第3回総合計画審議会 基本構想、基本計画審議(7/5) 市議会新市まちづくり調査特別委員会(7/6) 第4回総合計画審議会(7/27)
8月	第5回総合計画審議会(8/23)
9月	議会中間報告(9/4) パブリックコメントの実施(9/6～10/10) 総合計画住民説明会(9/13～20)
10月	第6回総合計画審議会 答申案取りまとめ(10/24) 総合計画審議会 市長答申(10/31)
12月	基本構想議案提出(12/1) 市議会新市まちづくり調査特別委員会(12/11) 基本構想議案可決(12/21)
平成19年1月	基本計画市長決裁(1/31)
3月	総合計画書印刷公表

## 2 下関市総合計画審議会条例

○下関市総合計画審議会条例

平成17年2月13日  
条例第15号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じて、下関市総合計画に関し、必要な事項を調査及び審議するため、下関市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員60人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市教育委員会委員
- (2) 市農業委員会委員
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募に応募した市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申を終了する時までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 下関市総合計画審議会委員名簿

平成18年10月31日現在委員(敬称略)

条例上の区分	所属団体	役職	委員名	職位
市教育委員会委員	下関市教育委員会		中丸 輝顕	教育委員
市農業委員会委員	北部農業委員会		林 哲也	会長
	南部農業委員会		太田 欣典	会長
公共的団体の役員 又は職員	(財)下関21世紀協会		原 和人	理事長
	(社)下関青年会議所		川村 仁誠	理事長
	下関市女性団体連絡協議会		河合 鈴子	事務局長
	下関市連合婦人会		林 登季子	会長
	下関市連合自治会		松田 武男	会長
	(社)下関市医師会		中島 洋	会長
	(社)下関市歯科医師会		平原 孝昭	会長
	(社)下関市薬剤師会		伊藤 隆一	会長
	(社)下関市社会福祉協議会	副会長 <sup>*1</sup>	石川 啓	会長
	下関市老人クラブ連合会		月森 武司	会長
	下関市身体障害者団体連合会		金原 洋治	会長
	下関市保育連盟		田中 和夫	副会長
	(社)下関水産振興協会		濱崎 和彦	会長
	下関商工会議所		片野 静次	地域開発委員長
	下関港湾協会		米田 英治	会長
	山口県漁業協同組合連合会		塩瀬 忠人	代表理事副会長
	(社)下関観光コンベンション協会		萩原 利生	副会長
	下関農業協同組合		福富 壽	代表理事組合長
	日本貿易振興機構山口貿易情報センター		白石 薫	所長
	下関市文化協会		野村 忠司	副会長
	下関市PTA連合会		倉本 喜博	会長
	下関市体育協会		水上 修治	副会長
	菊川町区域地域審議会		島津 一満	会長
	豊田町区域地域審議会		米村 仁治	会長
	豊浦町区域地域審議会		佐々岡 孝玄	会長
	豊北町区域地域審議会		岡山 郁夫	会長
学識経験者	下関市立大学	会長	吉津 直樹	教授
	東亜大学		中野 昭夫	教授
	水産大学校		藤 英俊	理事長
	梅光学院大学		岡田 喜久男	国際言語文化学部長
	下関短期大学		山根 秀夫	学長
	(株)山口銀行		末廣 馨	専務取締役
	下関信用金庫		白川 昭則	常務理事
	連合山口下関地域協議会		野村 孝喜	議長
	下関地域労働組合総連合		川辺 寿	事務局長
	日本銀行下関支店		吉田 龍司	総務課長
	西日本旅客鉄道(株)広島支社下関地域鉄道部		中村 和久	鉄道部長
	(株)みなど山口合同新聞社		佐々木 正一	山口新聞下関支社長
関係行政機関の職員	国土交通省九州地方整備局港湾空港部		鈴木 勝	港湾空港部長
	山口県地域振興部下関県民局		金澤 卓雄	下関県民局長
公募に応募した市民	NPO事務局長		原田 康治	
	無職		石原 忠夫	
	自営業		若林 理恵子	
	会社役員		笛山 茂	
	農業		植村 正文	
	茶道、華道教授		山戸 ミエ子	
	団体職員		中野 晋治	
	農業		福本 信亮	
	自営業		藤岡 義久	
	自営業		和田 健資	

※1 平成18年7月5日以降。以前は、広田英夫委員が副会長

### 委員の交代

所属団体	当初委員	交代年月日	交代委員
南部農業委員会	山口 文雄	平成18年 4月 6日	太田 欣典
山口県地域振興部下関県民局	福本 博	平成18年 4月27日	金澤 卓雄
下関市連合自治会	河崎 威	平成18年 6月22日	松田 武男
西日本旅客鉄道(株)広島支社下関地域鉄道部	中山 五郎	平成18年 7月 4日	中村 和久
(株)山口銀行	広田 英夫	平成18年 7月27日	末廣 馨
日本銀行下関支店	海老原 康弘	平成18年 8月21日	吉田 龍司
国土交通省九州地方整備局港湾空港部	戸田 和彦	平成18年 8月21日	鈴木 勝

## 4 下関市総合計画について〔諮問〕

下総企第48号  
平成18年2月9日

下関市総合計画審議会会長様

下関市長 江島 潔

### 下関市総合計画について（諮問）

下関市総合計画審議会条例（平成17年条例第15号）第1条に基づき、下関市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

## 5 下関市総合計画について〔答申〕

平成18年10月31日

下関市長 江島 潔 様

下関市総合計画審議会  
会長 吉津 直樹

### 下関市総合計画について（答申）

平成18年2月9日付け下総企第48号にて諮問がありました下関市総合計画につきまして、当審議会においては、本計画が、これから8年間のまちづくりの指針を定めるものとの認識に立ち、それぞれの立場や経験を基に慎重に審議し、検討を重ねてきました。

当審議会は、貴職から示された下関市総合計画原案を、概ね妥当なものと認め、これに審議内容を整理して、修正を加えて補完し、別添のとおり答申いたします。

市長におかれましては、この答申を尊重して総合計画を策定するとともに、下記事項に十分配慮して計画の実現に努められるよう要望いたします。

なお、審議の過程で出された提言、意見等については、今後策定される諸計画や行財政運営の中で、十分活用されるよう希望いたします。

### 記

- 1 まちづくりの基本理念としての「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の実現に向けては、広域的な地域間交流を図るとともに、中核市にふさわしい高次都市機能の充実に努め、自然豊かな地域の生活基盤の整備にも配慮すること。
- 2 それぞれの地域での特色ある歴史・文化を尊重し、個性豊かな地域コミュニティの形成に努めるとともに、地域間の連携による適正かつ均衡ある発展に配慮すること。
- 3 社会経済情勢の変化や地方分権の進展に対応して、すべての人が健康で元気に暮らせるまちづくりにつながる施策を弾力的かつ機動的に展開すること。
- 4 市民参画の推進や情報の共有化などに努め、市民、企業、行政が協働して共創のまちづくりを進めること。
- 5 行財政改革を積極的に推進し、適正な公共サービスを行い、できる限り具体的な数値目標を掲げ、その実現に鋭意取り組むこと。

## 6 市民アンケート調査の概要

### (1) 調査目的

総合計画を策定にするにあたり、市民の下関市に対する印象や市の施策に対する意見を把握することを目的に以下のアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査方法及び回答状況

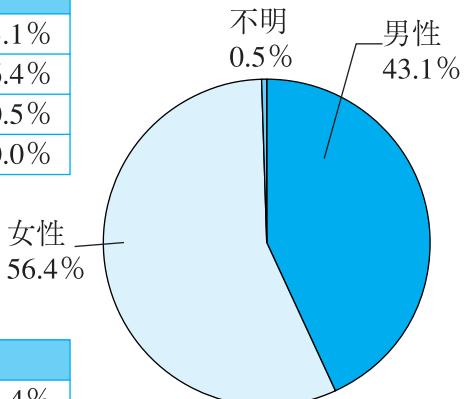
下関市内に居住する18歳以上の市民、5,500人を住民基本台帳より無作為に抽出し、郵送配布・回収により無記名のアンケート調査を実施しました。

調査時期は、平成18年2月10日(金)～24日(金)であり、配布数5,500人に対して、2,430人の回収(回収率44.2%)を得ました。

### (3) 策定経緯

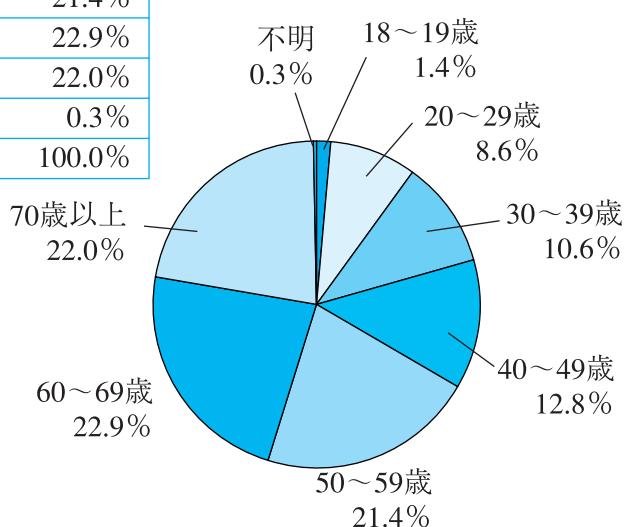
問1 あなたの性別は。

内容	実数	割合
1. 男性	1,047	43.1%
2. 女性	1,372	56.4%
不明	11	0.5%
合計	2,430	100.0%



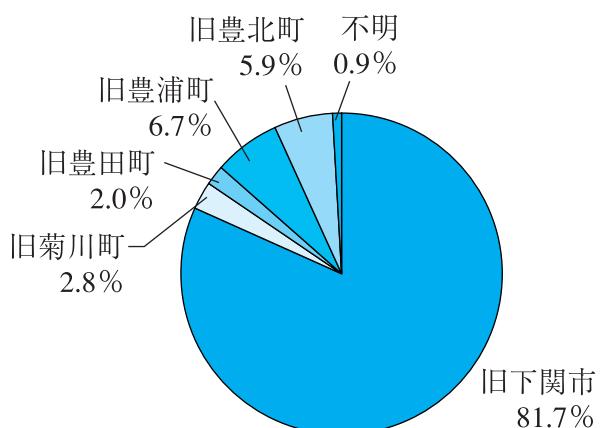
問2 あなたの年齢は。

内容	実数	割合
1. 18～19歳	33	1.4%
2. 20～29歳	208	8.6%
3. 30～39歳	257	10.6%
4. 40～49歳	311	12.8%
5. 50～59歳	521	21.4%
6. 60～69歳	559	22.9%
7. 70歳以上	534	22.0%
不明	7	0.3%
合計	2,430	100.0%



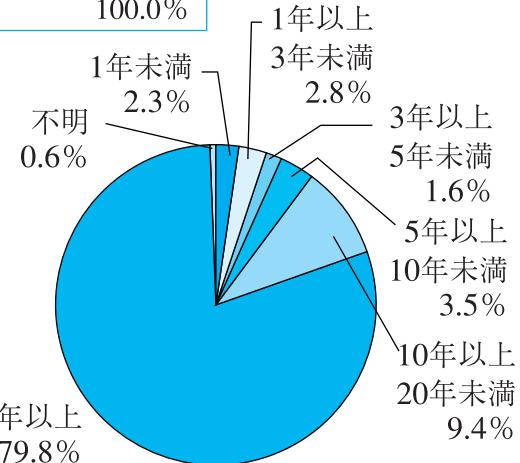
問3 あなたがお住まいの地区は。

内容	実数	割合
1. 旧下関市	1,981	81.7%
2. 旧菊川町	69	2.8%
3. 旧豊田町	49	2.0%
4. 旧豊浦町	164	6.7%
5. 旧豊北町	144	5.9%
不明	23	0.9%
合計	2,430	100.0%

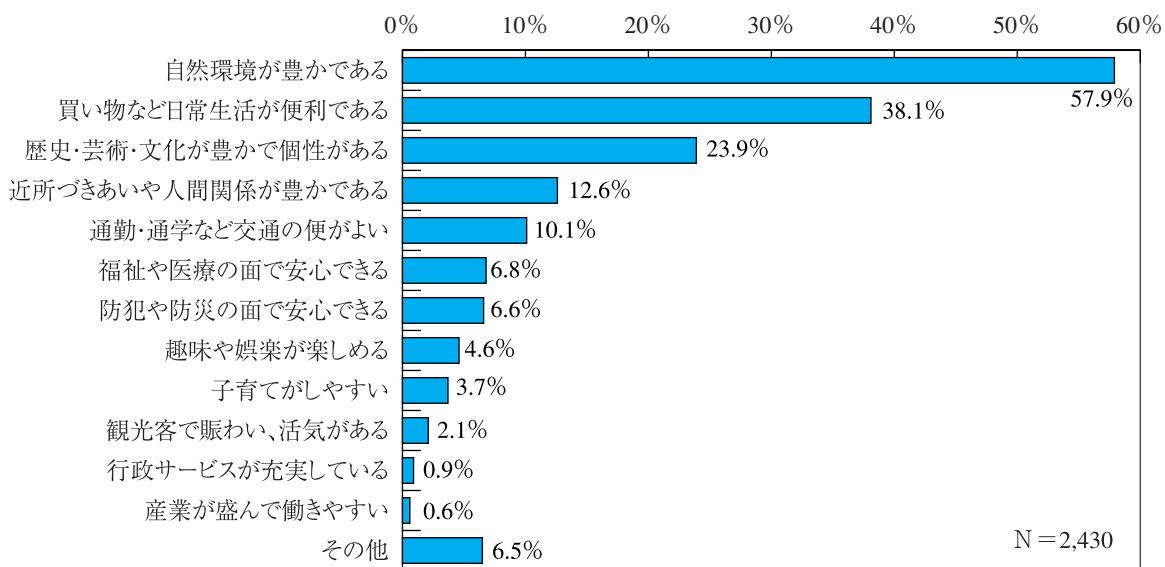


問4 あなたが下関市に住んでいる期間は。合併前の期間も含めてお答え下さい。

内容	実数	割合
1. 1年未満	56	2.3%
2. 1年以上 3年未満	67	2.8%
3. 3年以上 5年未満	39	1.6%
4. 5年以上10年未満	84	3.5%
5. 10年以上20年未満	228	9.4%
6. 20年以上	1,941	79.8%
不明	15	0.6%
合計	2,430	100.0%

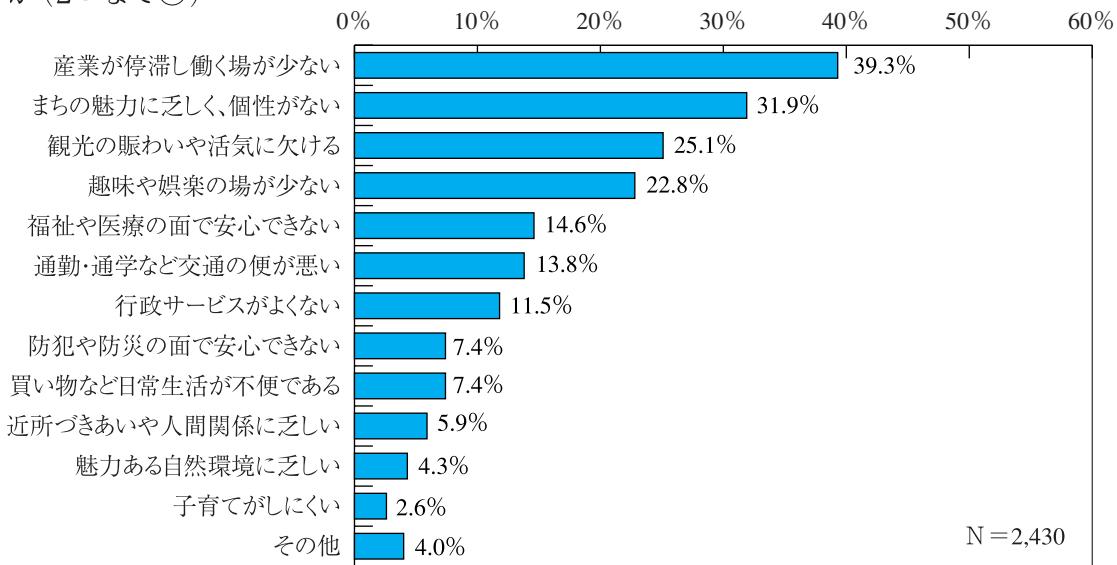


問5 下関市のどのようなところに魅力を感じていますか。(2つまで○)



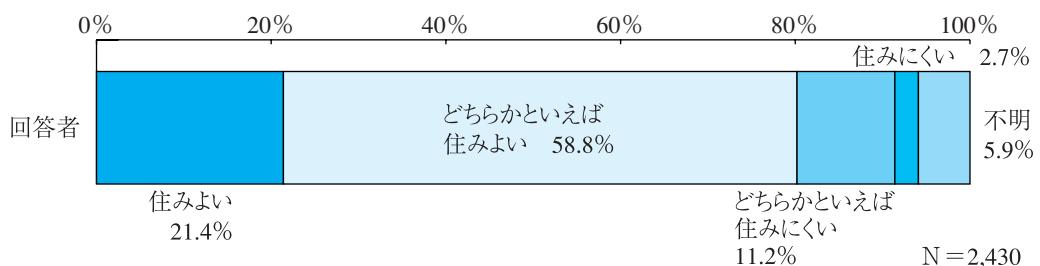
※複数回答のため、総和は100%になりません。

問6 下関市のどのようなところが魅力に乏しい、あるいは住みにくく感じていますか(2つまで○)



※複数回答のため、総和は100%になりません。

問7 あなたは、下関市が住みよいと感じていますか。(1つに○)



問8 下関市の取り組みについて、現状の「満足度」と、ますます厳しくなる財政状況の中で、今後の取り組みとしての「重要度」をおたずねします。下記のすべての項目について、それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

※下表の項目1～44の回答結果は、「Ⅲ.基本計画」の該当する各節に示します。

※各節に記載するグラフは、回答者2,430人に対する評価項目の割合を示したもので、無回答者の割合は省いています。

項目	評価	現在の満足度					今後の重要度				
		満足している	やや満足している	やや不満である	不満である	分からぬ	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	分からぬ
例 ○○○○の充実に関する取り組み	① 2 3 4 -	1	2	③	4	-	1	2	3	4	-
協働のまちづくり	1 開かれた行政への取り組み (市民参画の推進、広報活動・情報公開制度の充実など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	2 市民活動の支援 (コミュニティ活動、ボランティア活動への支援など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	3 行政機能の充実 (庁舎等の整備、窓口サービスの充実など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	4 行財政運営の効率化 (行政組織の見直し、行政評価の活用、事務の効率化など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	5 人権教育・啓発活動の充実 (地域交流活動、普及啓発活動などの充実)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	6 男女共同参画の推進 (就業環境の整備、仕事と家庭の両立支援など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
教育・文化	7 生涯学習の推進 (図書館の整備、生涯学習拠点の整備など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	8 学校教育の充実 (特色ある学校づくり、不登校への適応指導、施設整備など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	9 文化・スポーツの振興 (文化・スポーツの活動の推進、環境の整備、文化財保護など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	10 国際化への対応 (人材育成、留学制度の充実、相互交流の推進など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-

次ページにつづく

項目	評価	現在の満足度					今後の重要度			
		満足している	やや満足している	やや不満である	不満である	分からぬ	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
保健・医療・福祉	11 保健・医療の充実 (健康づくりの推進、救急医療体制、医療施設の充実など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	12 国民健康保険事業の充実 (保健サービスの充実、適正かつ安定した制度の運営)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	13 地域福祉の充実 (ボランティア活動支援、福祉教育・各種相談の充実など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	14 高齢者福祉の充実 (福祉サービスの充実、生きがい対策、疾病・介護予防など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	15 障害者福祉の充実 (福祉サービスの充実、社会参画の促進など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	16 児童福祉の充実 (子育て支援、児童の健全育成、児童虐待の根絶など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	17 母子・父子福祉の充実 (自立・支援対策、各種相談の充実など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	18 低所得者福祉の充実 (自立・援助対策、就労指導など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	19 介護保険事業の充実 (介護サービスの充実、低所得者対策の推進)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
自然環境・生活環境	20 自然環境の保全 (環境汚染防止、環境教育、新エネルギー対策など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	21 河川・海岸環境の整備 (河川・水路の改修、土砂災害対策、海岸保全など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	22 森林の維持と活用 (里山の再生、治山・林道・作業道の整備など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	23 上水道の整備 (施設の整備、未普及地域の解消、事業経営の安定化など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	24 下水道の整備 (下水道等の普及地域の拡大など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	25 住宅の整備 (公営住宅整備など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	26 都市景観の形成 (良好な景観形成の促進、案内誘導サインの整備など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	27 衛生環境の整備 (ごみ処理体制の充実、サーキュル促進、産廃処理の適正化など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	28 地域・生活関連施設の整備 (交流施設、公民館等の整備など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4
	29 生活安全の推進 (防犯対策・消防体制の強化、交通安全対策の充実など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4

次ページにつづく

項目		評価	現在の満足度					今後の重要度				
			満足している	やや満足している	やや不満である	不満である	分からぬ	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	分からぬ
観光	30	観光・レクリエーションの振興 (観光資源・拠点整備、観光ルートの形成、宣伝活動など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	31	市内の交流促進 (都市・農村交流、市民交流イベントの充実など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	32	隣接地域の交流 (関門地域、他市町との交流促進など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	33	国際交流の促進 (国際人としての人材育成、航路誘致、国際会議の開催など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
産業	34	農林水産業の振興 (生産流通基盤の整備、担い手育成、生産振興対策など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	35	商工業の振興 (商店街活性化、新産業の創造支援、企業誘致など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	36	就業支援策の強化 (高齢者の労働力の活用、勤労者金融対策など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	37	貿易の振興 (つかいやすい港づくり、航路誘致集荷対策など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	38	道路の整備1 (高速道路・国道・県道などの幹線道路整備など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
都市基盤	39	道路の整備2 (生活道路の整備、私道整備への助成など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	40	公共交通の整備 (生活バス交通対策、鉄道の利用促進、離島航路の安定運航)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	41	市街地の整備 (市街地再開発事業、区画整理、自転車駐輪場の整備など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	42	公園・緑地の整備 (自然公園の保全、都市公園の整備、緑化活動の推進など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	43	情報・通信の整備 (光ファイバー、ケーブルテレビなど情報通信網の充実)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-
	44	港湾の整備 (物流拠点整備、施設の維持改良など)	1	2	3	4	-	1	2	3	4	-